

座談会

インサイダー取引の

寺田 達史

証券取引等監視委員会
総務課長

平田 公一

日本証券業協会
常務執行役

インサイダー取引に対する摘発状況、すなわち課徴金納付命令勧告の状況および刑事告発の状況をご紹介し、それらを踏まえた未然防止の必要性について述べたいと思います。

さて、監視委員会は、昨年一二月一三日に第七期の新たな体制となり、佐渡委員長、福田委員、吉田委員の三名からなる委員会となりました。そして本年一月一八日に第七期のいわば基本方針である「公正な市場の確立に向けて」を発表しました。その中で第六期に引き続き「監視委員会の使命」として、監視委員会は市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護に取り組んでいくことを掲げていますが、「基本的な考え方」において、市場監視の実現のみならず、市場規律の強化に向けて働きかけを強めることとしており、各市場参加者による自主的な取組みを通じた市場規律機能が強化されるよう積極的に働きかけ、さらに市場参加者との対話、市場への情報発信も強化していくこととしております。そのような意味から、本日私がご紹介する内容がインサイダー取引の未然防止に資することを願っています。

平田 日本証券業協会（以下「協会」という）の平田です。

協会は、金融商品取引法（以下「金商法」という）に基づく認可金融商品取引業協会であり、金融商品取引業のうち有価証券関連業務に係る自主規制機関として活動しています。協会は、有価証券関連業務を営む第一種金融商品取引業者である証券会社および登録金融機関業務を営む銀行、生損保等の金融機関で構成され、証券会社が会員、金融機関が特別会員とい

- (4) 情報の伝達範囲の管理（以上本号）
- 五 情報受領者のインサイダー取引
 - 1 情報受領者のインサイダー取引の実態
 - 2 情報受領者のインサイダー取引の未然防止策
 - 3 コンプライアンス意識の醸成
- 六 役員のインサイダー取引への関与
 - 1 監視委員会の考え方
 - 2 上場会社の取組み例
- 七 バスケット条項の適用
 - 1 バスケット条項の適用
- 八 おわりに
 - 1 情報管理の徹底
 - 2 J-I-R-I-S-Sへの登録
 - 3 コンプライアンス意識の醸成
 - 4 市場監視の徹底
 - 5 社内教育の充実

実態とその未然防止（上）

國廣 正

弁護士

野口 賢治

大日本印刷
常務取締役

武田 太老

東京証券取引所
自主規制法人常任理事
(司会)

一 はじめに

インサイダー取引規制については、平成一六年改正（平成一七年四月施行）の証券取引法により課徴金制度が導入され、平成二〇年改正（平成二〇年一二月施行）の金融商品取引法において多くの違反事例が摘発され、その件数は高い水準にある。

インサイダー取引の防止に向けては、二〇〇九年五月、上場会社の役員等の情報を登録し、データベース化したものを証券会社が自社の顧客情報と照合確認することで、インサイダー取引の未然防止等に活用する「J-I-R-I-S-S」という仕組みを構築するなどさらなる対策の強化が講じられている。

本座談会は、各界の方にこれらインサイダー取引の実態やその未然防止の取組みなどについてご議論いただいたものである。

(編集部)

目次

武田 本日は、証券取引等監視委員会総務課長の寺田達史さん、日本証券業協会常務執行役の平田公一さん、弁護士の國廣正さん、大日本印刷常務取締役の野口賢治さんにお集まりいただき、最近のインサイダー取引の実態とその未然防止について議論を深めることができればと思います。司会進行は私、東京証券取引所自主規制法人の武田太老が務めます。

まず、自己紹介を兼ね、日ごろのどのような立場でインサイダー取引にかかわっておられるか、お話しいただけますか。

寺田 証券取引等監視委員会（以下「監視委員会」という）の事務局で総務課長を務めています寺田です。総務課長ですので全体の総合調整という立場であり、本日は監視委員会全体の

- 一 はじめに
- 二 近時のインサイダー取引の特徴・傾向
- 三 インサイダー取引の未然防止のための近時の取組み
- 1 J-I-R-I-S-Sとは
- 2 上場会社の取組み例
- 3 J-I-R-I-S-Sの効用等
- 四 T.O.B.とインサイダー取引
 - 1 T.O.B.に関連するインサイダー取引の未然防止策
 - 2 監視委員会の提言
 - 3 証券界の取組み例
- 五 情報の伝達範囲の管理（以上本号）
- 六 役員のインサイダー取引への関与
 - 1 監視委員会の考え方
 - 2 上場会社の取組み例
- 七 バスケット条項の適用
 - 1 バスケット条項の適用
- 八 おわりに
 - 1 情報管理の徹底
 - 2 J-I-R-I-S-Sへの登録
 - 3 コンプライアンス意識の醸成
 - 4 市場監視の徹底
 - 5 社内教育の充実



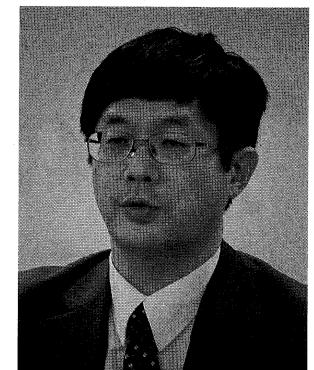
平田公一氏



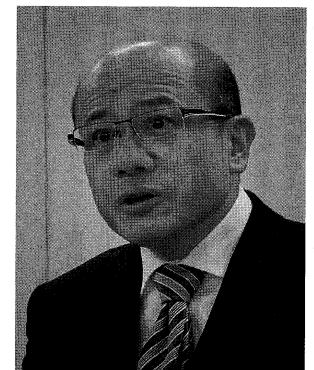
野口賢治氏



武田太老氏



寺田達史氏



國廣正氏

業と少し違い、いわゆるお客様の重要な情報、インサイダー情報とはいわないまでも、そういった大切な情報を預かりして、それを加工することを業としています。そのため、情報の管理ということに人一倍神経を使っています。

そのような立場から、当社の取組みの一端をご紹介できればと考えています。

武田 司会の私からも自己紹介をいたします。東京証券取引所自主規制法人で常任理事をしております武田です。同法人のコンプライアンス本部を構成する検査部と売買審査部を担当しています。売買審査部長も兼任しています。

売買審査部では、インサイダー取引や相場操作といった不公正取引につき、市場に最も近いところで審査を行っています。不公正取引やその疑いのある取引を発見した場合には、監視委員会にすみやかに報告するとともに、証券会社

や上場会社に注意喚起して不公正取引の未然防止を図っています。

また、東証自主規制法人では、東証Rコンプライアンス研修センター、通称「東証COML EC」(コムレック)を二〇〇八年に設置し、セミナーの開催、社内研修のための講師派遣、各種コンテンツのご提供という形でインサイダー取引の未然防止のための社内教育の支援をしています。COMLECの活動を通じ、上場会社の生の声を聞く機会も多くあります。

大日本印刷は、日ごろから東証COMLECを利用されながらインサイダー取引の未然防止に大変力されており、ぜひその取組みの一端を紹介していただければという思いからご参加をお願いし、ご快諾いただいた次第です。

二 近時のインサイダー取引の特徴・傾向

武田 それでは具体的な内容に入っていきたいと思います。まず、近時のインサイダー取引の特徴や傾向につき、監視委員会から紹介していただけますか。

寺田 監視委員会が、近時、課徴金納付勧告なり刑事告発をしたインサイダー取引について若干の特徴等を述べたいと思います。「近時」という意味で、時間軸としては、監視委員会は四月～三月という年度で統計をとっていますので、本来は毎年のはうがわかりやすいかもしれませんのが、二〇一〇年四月から二〇一一年三月までの二〇一〇年度のうち、すでに実績の明らかになっている、二〇一〇年四月から同年一二月までを、以下では「今年度」とさせていただ

る規則や、未公表の情報等について適切に情報管理を行うために、社内のコンプライアンス体制を確立することを義務づけた法人関係情報の管理に関する規則、あるいは公募増資等で事前に需要等の調査を行う際に一定の制限を課すフレービアリングの規制、さらに協会員は市場のゲート・キーパーとしての役割を果たすことになつてますので、適切な売買管理制度を遂行するための規則、協会員がお客様から注文を受託する際にインサイダー取引でないかどうかを確認する内部者登録制度など、協会員が遵守すべき重要な自主規制規則を策定する役割を担っています。

協会の自主規制部門全体でいうと、行政的機能も兼ね備えていますので、法令諸規則の遵守に関する監査を行うとともに、それらの違反に対する処分等の実施といつたエンフォースメント業務も行っている組織というこ

とになります。

國廣 弁護士の國廣です。私は弁護士、実務家で、業務として、企業の内部統制システムの構築・整備を専門にやっています。

企業の内部統制システムというのは、要するに企業の不祥事防止のリスク管理体制であると私は考えています。そういう考え方でみると、インサイダー取引というのは企業にとって大きなリスクになるわけです。なぜかといふと、企業が、資本市場の一一番ベーシックな公正さを侵害した状況がインサイダー取引と考えられるからです。特に上場企業でインサイダー取引が発生すれば、その企業にとって、上場企業としての適格性に疑いが生じた状況であると考えられます。そのような意味で、内部統制システムの構築・整備を業務として行う場合には、特にインサイダー取引防止体制にも重点を置いてアドバイスをしています。

野口 大日本印刷の野口です。会社ではインサイダー取引防止委員会の委員長を務めています。

インサイダー取引の未然防止に取り組んでいますが、私ども印刷という業種は、通常の製造工程があります。

以上のようないくつかの業種で、内部統制システムの構築・整備する業務や危機管理実務の経験から、お役に立てることがあればということで本日は参加しています。

以上のような内部統制システムを整備する業務や危機管理実務の経験から、お役に立てることがあればということで本日は参加しています。

野口 大日本印刷の野口です。会社ではインサイダー取引防止委員会の委員長を務めています。

インサイダー取引の未然防止に取り組んでいますが、私ども印刷という業種は、通常の製造工程があります。

もう一つ、私は企業の危機管理の分野も専門としています。これは企業で不祥事が起こったときに、企業としてどのようにしてそれを克服するのかという観点の仕事です。インサイダー取引が起こった状況は、企業にとって危機的な状況です。このような状況を克服するため、最近ではいわゆる「第三者委員会」方式の危機管理が行われることが多くなりました。これは、外部の専門家から構成される第三者委員会が徹底的に事実調査と原因の究明を行い、再発防止策を提言し、企業側がこれを受け入れることにより危機を克服していくというものです。この関係でいえば、私自身、NHK(日本放送協会)のインサイダー取引事件を担当しました。この事件を通じて、インサイダー取引の背後に何があるのか、インサイダー取引を誘発しやすい環境とはどのようなものなのか、などについて自分が経験し、調査報告書で報告したという経緯があります。

劃を担っています。また、上場会社等の売買報告書の提出を金融庁等に行なうとともに、日々売買管理業務を行うことを通じ不公正取引が行われていないかどうかが確認を行う業務も併せて行っています。

特にインサイダー取引に関しては、協会員は金融商品取引業等に関する内閣府令一一七条一三号で、インサイダー取引であることを知りながら受託をすることは禁止されていますし、また同府令の一三三条五号で、いわゆる顧客の取引における不公正取引を防止するための十分な体制を構築することが要請されています。このため、協会においては法規制の要請に適切に対応するため、「協会員の投資勧誘・顧客管理等に関する規則」において、あらかじめ内部者登録カードを備え置き、当該顧客が会社関係者であるかどうかのチェックを行なう「内部者登録制度」を構築し、それを協会員において運営することを義務づけてきました。インサイダー取引の発事例が増加する昨今、これらの対応はますます重要性を増してきている状況にあるのではないかと考えています。

ただ、この内部者登録制度については、氏名、生年月日、住所などの情報を用い、顧客が上場会社の役員等に該当するかの確認が必要になります。従来各社が独自に顧客から上場会社の役員に該当するかどうかを確認したり、あるいは外部の情報ベンダー等から上場会社役員等の情報

を入手することで、内部者登録カードの整備を行なってきましたが、個人情報保護法の施行以降、特に住所情報の入手が非常に難しくなり、顧客の属性把握が困難な状況となっています。たとえば、情報ベンダー等では主たる大手二社が上場会社の役員情報を提供していますが、一社はすでに住所情報を提供していない状況があり、もう一社も全上場会社の役員の約一八%しか住所情報を載せていないという状況です。

情報ベンダーからそのような形で住所情報を消えてしまっている一方で、顧客から直接上場会社の役員等であるかどうかを確認する方法も採られていますが、実際には顧客に尋ねると苦言を呈されたり、まったく回答してもらえないケースが非常に多くなっておりまして、なかなか内部者登録カードの整備が進まない状況になります。口座開設の際に、上場会社の役員等に該当する場合、またその後役員等になった場合には申し出をしてもらうことを約款等に規定していますが、顧客の側から申し出てももらえるケースは非常に少ないのが現状です。このような状況の中で協会員は法令を守りゲート・キーとしての役割を果たしていかなければなりません。内部者登録カードの整備が不十分な状況であれば法律違反を問われるのみならず、そもそも証券市場の水際でインサイダー取引を防止するという未然防止機能が働かなくなってしまいます。

「今年度」の二〇一〇年四月から一二月の九ヵ月間でインサイダー関係の課徴金勧告は一七件、それから告発は三件でした。件数ベースでみると、昨年度の二〇〇九年度（二〇〇九年四月から翌年の三月まで）は、史上最多で課徴金勧告が三八件、告発が七件ですが、その前の年度、二〇〇八年度は課徴金勧告が一七件、告発が六件ですので、今年度は昨年度ほどではありませんが、まだ四月から一二月ですので、一年度と同程度か、それを上回るような水準ということで、引き続きインサイダー取引の摘発は高水準で推移しているといえようかと思います。

そして、特徴について、三点申し述べます。まず一点目は重要事実についてです。どのようないくこと、重要な事実についてインサイダー取引が行われたかですが、昨年度は課徴金勧告三八件中一二件、それから告発の七件中二件がTOB（公開買付け）に集中していたという特徴がありました。われわれとしてはインサイダー取引の重要な事がTOBに集中したことについて問題意識を持ち、このことについての原因分析、それから未然防止のためのさまざまな情報発信を行なってきたところです。

そして、そうした情報発信等による成果があつたとすれば嬉しいのですが、今年度の重要な事実はやや分散傾向であり、課徴金勧告の一七

件中TOBは一件です。告発は、銘柄別に分けると、六銘柄中TOBは三件ということで、全体に占める比率は低下しました。ちなみに、課徴金勧告の重要事実について、やや分散したという中身は、ファイナンス関連、つまり新株等発行、自己株式取得が合計で六件、それから企業再編・提携絡みとして、株式交換、業務提携・解消、民事再生・会社更生が合計で七件といいうあたりが今年度は目立ったところです。重要事実別では分散傾向にあつたということが一目点目の特徴です。

二点目ですが、行為者の属性です。どのような人がインサイダーをしたかということですが、相変わらず、株式等発行体である会社の関係者から情報を聞いてインサイダー取引をしました、「第一次情報受領者」によるインサイダー取引が多くなっています。今年度では、課徴金勧告一七件中一〇件、告発では六銘柄のうち三銘柄の取引が第一次情報受領者としての取引でした。他方、会社関係者のうち発行体役員そのものが行為者という事例は、課徴金勧告一七件中一件、告発ではゼロと減ってきていました（昨年度は、勧告四件、告発三件）が、こうした事例は社会的なインパクトが大変大きく、内部統制上もそもそも根絶すべき案件との考え方もあると思いまして、減ってきたことだけを評価すべきかどうかという点は、また別の議論はあるうかと思います。また、行為者属性の点では、

件中TOBは一件です。告発は、銘柄別に分けると、六銘柄中TOBは三件ということで、全体に占める比率は低下しました。ちなみに、課徴金勧告の重要事実について、やや分散したという中身は、ファイナンス関連、つまり新株等発行、自己株式取得が合計で六件、それから企業再編・提携絡みとして、株式交換、業務提携・解消、民事再生・会社更生が合計で七件といいうあたりが今年度は目立ったところです。重要事実別では分散傾向にあつたということが一目点目の特徴です。

二点目ですが、重要事実にも関連するところで、バスケット条項を適用した案件が一つあります。このことから、バスケット条項の適用が定着してきたのかなという印象を持つています。このことから、バスケット条項の適用が定着してきたのかなという印象を持つています。

それから三点目ですが、重要事実にも関連するところで、バスケット条項を適用した案件が一つあります。このことから、バスケット条項の適用が定着してきたのかなという印象を持つています。このことから、バスケット条項の適用が定着してきたのかなという印象を持つています。

それから三點目ですが、重要事実にも関連するところで、バスケット条項を適用した案件が一つあります。このことから、バスケット条項の適用が定着してきたのかなという印象を持つています。このことから、バスケット条項の適用が定着してきたのかなという印象を持つています。

それから三點目ですが、重要事実にも関連するところで、バスケット条項を適用した案件が一つあります。このことから、バスケット条項の適用が定着してきたのかなという印象を持つています。このことから、バスケット条項の適用が定着してきたのかなという印象を持つています。

それから三點目ですが、重要事実にも関連するところで、バスケット条項を適用した案件が一つあります。このことから、バスケット条項の適用が定着してきたのかなという印象を持つています。このことから、バスケット条項の適用が定着してきたのかなという印象を持つています。

それから三點目ですが、重要事実にも関連するところで、バスケット条項を適用した案件が一つあります。このことから、バスケット条項の適用が定着してきたのかなという印象を持つています。このことから、バスケット条項の適用が定着してきたのかなという印象を持つています。

の協会の取組みについて、ご紹介下さい。

平田 協会に加盟する協会員は、証券市場のデータ・キーとして顧客からの注文を受託する際にインサイダー取引あるいは不公正取引に該当するかどうか、事前にチェックする役

1 J-I-R-ISSとは

そこで、協会では、全国の証券取引所にご協力をいただき、上場会社等に提供していただいた自社の役員等の情報をデータ・ベース化し、当該データ・ベースに協会員各社が自社の顧客情報を突合することにより内部者登録カードを整備する仕組みを構築しました。この仕組みが「J-I-R-ISS (Japan-Insider Registration & Identification Support System)」です。J-I-R-ISSは事前に上場会社に役員情報等をデータ・ベースへ登録していただき、協会員が自らの口座における顧客情報（氏名、生年月日、住所）をデータ・キーとして顧客からの注文を受託する際にインサイダー取引あるいは不公正取引に該当するかどうか、事前にチェックする役

國廣 いまの個人情報を理由とするというのがよく理解できないですね。J—I R I S Sに提供した個人情報が目的外使用されるというのであれば、もちろんそれは理由になりますが、そのようなことはあり得ないわけですし、提供された個人情報は、公的な制度としてインサイダー取引防止のアラームを鳴らすためだけに用いられるものです。個人情報といえば何でもノーといえるという、個人情報保護の意味を取り違え、これを金科玉条にする思考停止の弊害

とは積極的にやるべきだということで全員の賛同を得ることができました。

れば、住所以外の情報はすべて有価証券報告書等に記載されている公開情報です。なので、役員がJ-I RISSに登録するに当たって感情的なハードルがあり得るとすると、住所という個人情報を登録する点ですよね。この点、もちろん役員の個人情報の開示については、慎重に考えましたが、当社では、上場会社の役員のようにインサイダー取引の未然防止の旗を振る立場の人間であれば、未然防止のためにできるこ

サイダー取引という不祥事を防止するための保険であると同時に、役員などの登録する個人と

鳴らす非常に有効な内部統制システムの一つとして利用できるものだらうと思います。

いま大日本印刷の例を聞くと、ルールをはつきり定めた上で、教育・研修もしっかりと行わわれている。問題はその先です。「だから、もうJ—I R I S Sはいらない」となるのではなく、「だから、J—I R I S Sにも入って万全を期す」という考え方なのです。さすが大日本印刷だと思います。「意識の高い会社だからこそJ—I R I S Sにも入る」という関係が、いまの話を聞いていてはつきりしました。このJ—I R I S Sという制度は、上場会社としてイン

國廣 先ほどとも述べましたように、インサイダー取引が発生した場合に上場会社が受けるダメージから考えると、インサイダー取引の防止体制というのは非常に重要な内部統制システムの一つであると思います。

ところで、その内部統制システムを考える場合には、インサイダー取引を例にとれば、「インサイダー取引防止規程をつくる」、「教育・研修を行なう」などの対応が行われます。これはこれで重要なことです。しかしそれだけではなく、マーチャンダイジングの株取引を行おうとした場合にマーチャンダイジングが鳴るというシステムがあつたほうがもつとよいに決まっています。そう考えるとまさにJ-IRISSSというのは、アラームを

ず、横並び感覚で「同業他社がやっているなら
ウチもやろう、同業他社と同じ程度やつておけば
よいだらう」などという感覚でリスク管理を
やろうとしても絶対にうまくいきません。

武田 少し補足しますと、個人情報の保護に
ついては協会と証券取引所が一丸となつて万全を
を期していますので、システムを信頼していただ
きたいと思います。

また、なかなか社外役員の方に登録をお願い
しづらいという事情があれば、登録可能な役員
登録

参加率が低いもう一つの理由として挙げられる
「周知不足」という部分については、やはり協会と取引所に頑張っていただく必要がある
と思います。

なお、横並び意識が参加率の低下をもたらして
いるという点についていえば、そもそもリスク
管理は自分の頭で考えてやるものであって横
並びでやるものではない、ということはぜひひ
し上げたいことです。インサイダー取引に限ら
ない、横並びでやるのではなく、自分で考えて
やるべきだ、これがリスク管理の本質だ、とい
うことを改めてお伝えしたいと思います。

がここにも表れているのかという感じがします。

先ほど申したように、これは会社の保険でもあります。役員個人を守るために保険なのです。保険に入るときに住所ぐらい伝えるのは当たり前ですが、保険に必要な限度で住所が情報として提供されることは当然のことであり、J—I R I S S にない理由として個人情報保護を擧げるというのは、いかがなものかという感じがします。

ところで、上場会社がJ—IRISSに登録しない理由としてよく挙げられるのは、すでに

武田 J-I RISSは登録された役員情報
を証券会社が網羅的に確認できるシステムではないのですが、登録された情報を証券会社がお照しし、営業に使うのではないかと誤解されてしまうことがあります。証券会社がそのように営業に使うことはそもそも不可能なシステムです。証券会社は、自社で管理する顧客情報の中の特定の項目をシステムに送信し、システムに登録されているデータと照合するのみであり、証券会社がそれ以外の目的に使用することは一切ありません。

して自分自身の人生を棒に振らないための保証でもあると思うのです。

ただ、先ほどのお話を聞くと、参加率がまことに低いのですか。J-I-R-I-S-Sは有料ではありますよね。無料ですよ。

武田 はい。J-I-R-I-S-Sへの登録に関しては、上場会社が費用を負担することはあります。

國廣 なのにどうして、現時点で参加率が四九%程度にとどまっているのでしょうか。

武田 やはりまだスタートして二年弱しか経過していませんので、さまざまな誤解もあります。

があるのではないかという疑問をお持ちだと思います。しかし協会員はすでに顧客の氏名、住所、生年月日という顧客の情報はすべて持っているわけです。それらの情報をJ-IRIS-Sに突合し、合致した場合にどこの会社の役員なのかという情報を回答する仕組みですから、J-IRIS-Sから協会員が保有していない顧客情報を含めそのまま生のデータが提供されることはありません。その点は牢心していただきたいと思います。

の登録を義務化している会社もあると聞いています。

平田 一点だけ補足しますと、上場会社等でご登録いただいた住所などの個人情報に関しては、先ほど武田さんのお話のとおり、上場会社等の中にはJ-I-R-I-S-Sに登録された情報がそのまま右から左に協会員に提供されているのではないかと誤解されている方が非常に多いとうことです。つまり、個人情報保護の観点から問題があ

の方から順次登録していくことも可能で
す。

一方、役員のみならず、幹部社員の方や経営
企画部等の企画部門に携わっている社員の方など
重要事実に接する可能性の高い職員まで広く
登録されている上場会社も存在します。未然障
止という観点からは望ましいことだと思いま
す。さらに、J-IRISSの登録に関する事
項を社内規程で定め、役員のJ-IRISSへ

Sに登録する情報は、氏名、生年月日、住所、会社名、役職名であるところ、役員に関して、

武田 役員は禁止で、一般社員が事前許可を
ですか。

野口 はい。

野口 社内規程はきちんと運用されていると思
います。

武田 杜内規程を整備し、その運用も適切に
なされている中、それでもやはりJ—I R I C
Sには登録する必要があると判断されたので
か。

野口 ええ、きちんと運用されていると思
います。

武田 おっしゃる通りです。J—I R I C

インサイダー取引防止のための社内規程を整済みで、役員の自社株売買を一律禁止していり、事前許可制をとつていてたりするので、役がインサイダー取引を行つてしまふおそれはないというものです。しかし、社内規程が整備されていたとしても、役員の方が社内手続を経ことなく取引を行つてしまい、意図せぬ形でンサイダー取引を行つてしまふおそれがないはいえませんので、セーフティネットとして、用していただきたいと考えています。

大日本印刷では社内規程上、役員の自社株買は事前許可制ですか。

野口 在任中および退任後一年間は原則禁

四
丁子田とシナリオ第一取扱

武田 それでは次のトピックに移ります。T O Bに関するインサイダー取引は金商法一六七条で禁止されていますが、T O Bに関連したインサイダー取引の実態につき、まず監視委員会からご紹介下さい。

守田

取引は、昨年は、それ以前と比較してきわめて多く、課徴金勧告では、二〇〇九年度は三八件中T.O.B関係が三一件を占めていたわけです（昨年度は三件）。この原因として、私どもとしていくつか分析しましたが、一つには、わが国企業のM&Aの増加に伴いそもそもT.O.Bそのものが増えていることが挙げられます。公開買付届出書の提出件数をみていくと、一番多かったのが二〇〇七年の一〇二件ですが、その後も二〇〇八年、二〇〇九年、二〇一〇年と六〇から七〇件というあたりで、まだまだ高水準で推移しています。

さらに、このT.O.Bについては多数の関係者が関与することが要因として大きいのだろうと思います。つまり、T.O.Bを行うことに関連して、重要事実に係る情報を共有する方が大変多

のではなかと思ひます。

未然防止策

寺田 そうしたさまざまの関与者の状況を踏まえて、私どもとして五つの提言をしました。一点目は、FAの注意喚起等の役割の強化です。まずは、FAが、TOBの中心的な役割をされるので、自らがインサイダー取引防止策を講ずるのみならず、TOBの関係者へのインサイダー取引に対する注意喚起、とりわけ情報伝達先の限定や情報漏洩の防止対策を関係者に徹底させる役割を果たすることが重要であり、期待されます。

えて
います。

約締結が奨励されるのではないかということです。法律上守秘義務を負っている専門家以外の方々は、しだいの関係者が二重秘密義務を負

こうした分析をしたところ、実は昨年の五月に告発したあおぞら銀行職員のインサイダー事実が、監視委員会の調査・審査に有用であるということだけでなく、発行体自らの情報管理体制の整備にも有用であると考えます。

五点目は、経緯報告書の内容を充実していた点です。これは、監視委員会の調査・審査に有用であるということだけでなく、発行体自らの情報管理体制の整備にも有用であると考えます。

内容をきちんと限定することが大事です。たとえばF/Aのリスク、特にリテール部門への情報伝達や、銀行内における情報の伝達範囲の広さがリスクとして認識される以上、NEED TO KNOWの原則の徹底が有益ではないかということです。

三項目として、当然のことながら情報管理体制の強化です。これは先ほどの話でいえば、印刷会社やデューディリジエンス業者でもそうですが、またわれわれ官公庁も自らの胸に手を当てて、未発表のT.O.B案件などの相談に関するはききちんとした情報管理が必要ではないかと考

そうしたことから、私ども、ただいまの分析をたとえば全国銀行協会や日本証券業協会、また国際銀行協会などさまざまな方々に説明しています。また各種刊行物にも「商事法務」も含めて掲載して情報発信をしているところです。

会社をつくる、その会社が上場会社に対してもTOBをするのですが、それに伴い既存の会社は上場廃止になるため監査業務がなくなるわけです。このため、会社が、関与監査法人に対して、TOBによる上場廃止で業務がなくなると、いうことを告げたわけですが、監査法人の公認

な役割を果たすのは、買付け側のファンドマネージャー・アドバイザー（F A）であり、作業量も関与者数もとても多い。特にF Aが証券会社であり、公開買付代理人も併設する場合には支店の

になりますが、関与者が多数いますので、先ほど野口さんからお話をありましたように、情報管理体制を強化されているということですが、買付者との間で守秘義務契約の締結等も必要なことになります。

付くということから、プレミアムの付く株式に関する重要な事実に係る情報を多数の関係者が有することになつてしまふ。しかも、重要事実の公表までの期間が長く、これらの要因がTのBを重要事実とするインサイダー取引の増加傾向の背景にあるのではないかと考えました。

したがつて、このような摘発の増加とその背景を踏まえて、事後的に摘発を強化するのみならず、未然防止を強化する観点から、当事務局

リデールの関係にも情報が伝達されます。FBIの各社は、当然のことながら自社の情報管理ルール整備を強化しておられます。さらには、テール部門の管理、それからコンプライクトチェック時の法人関係情報の登録の要否など、比較的早い段階からTOB情報に接する機会があり、またディール全体においてもさまざまに部分で重要な役割を果たしていると考えていな

会計士が監査業務に携わっていた他の公認会計士にその旨を伝え、その情報伝達を受けた公認会計士がインサイダー取引を行つたもので、私どもとしてはそのような形でTOB情報というものがインサイダー取引の契機になるというものが、分析はしていませんでした。

(2) 証券界の取組み
る余地はまだ本当に多々あるのだなあということを思い知らされたところであり、さらなる情報発信等により、関係者の未然防止をお願いしたいと思っています。

田井久之助

をいたがいただと思います。EIAの問題、閣僚との情報管理、守秘義務、経緯報告書の充実等々、ということですが、平田さんから証券界としての取組みについてもお話をいただけますか。

平田 残念ながら、証券界でも、四、五年前に大手証券会社においてTOBを含むM&A業務で入手した情報を職員が漏洩するとともにインサイダー取引を行なうという大きな不祥事が発生してしまいました。その反省を踏まえて、協会では協会員が入手した未公表の法人関係情報を使適切に管理する体制を整えることを義務づける規則を制定し、実施に移しました。

なお、法人関係情報の規則は、登録等金融機関業務を行っている金融機関、あるいは生損保等の特別会員にも有価証券関連業務

すべて秘密保持契約を締結しました。

二月一〇日に取締役会でT.O.Bを決議して、それを公表するまで数時間のタイムラグがあつたわけですが、取締役会の中でもその情報に触れた人にそのわずかな時間の情報管理を徹底するよう注意喚起をしました。このように社内の情報管理については非常に神経を使って取り組みました。

武田 変重がお話をあらがうなどござりません。
た。國廣さんからもご意見をいただけますか。

TOBの件を考えるときに、まず押さえてお
れがTOBに関するリスク管理のお手本だなど
いう感じがします。

かなければならぬことは、資本市場は資本主義経済の基礎を成すインフラ、つまり「公共財」であるということです。そして、「公開買付け」という言葉からもわかるように、その公共財としての資本市場を有効に機能させてオープンな形でM&Aなどを実行する手法、これがT.O.Bといふことなのだろうと思います。そして、もしこそななるものとなるのです。

リスクであり個人のリスクであると申しましたが、さらにはいえば、公共財である資本市場自体をリスクにさらす行為なのです。だからインサ

(4) 情報の伝達範囲の管理

武田 先ほど寺田さんから経緯報告書についてコメントがありましたので、東証からも経緯報告書について少し述べたいと思います。

(4) 情報の伝達範囲の管理

武田 先ほど寺田さんから経緯報告書についてコメントがありましたので、東証からも経緯報告書について少し述べたいと思います。

会の適用範囲外となってしまうため、別途全国銀行協会において同様の規則手当を行つていただきたいたい旨のお願いをし、現在では同協会においても適切な措置が図られています。

このように協会員においては、情報管理はかなり適切に行われていると考えています。

さらに会員である証券会社がTOBに関連する行為を行う場合、先ほど寺田さんからご指摘があつたFAの業務がメインだらうと思ひます。そこで、監視委員会からの要請により、協会員に対してFA業務を行つ際に自ら情報管理を徹底することに加えて、さらに社外のTOB関係者に対しての情報提供を行つ際に、適切な情報管理を行ふよう要請する旨注意喚起通知を発出したところです。協会員から外出した情報に関しては協会の自主規制規則の適用が及ばないため、まずは、TOB等に関連した法人関係情報を外部に提供する際には情報の受け手に対してきちんと管理するよう要請することから始めているところです。

(3) 公開買付者の取組み例

武田 大日本印刷は二〇一〇年に自らが買付者という立場でTOBを実施されたというかがつていてますが、そのときの未然防止のための取組み等について、差し支えない範囲でご紹介をいただけますか。

野口 二〇一〇年の二月に取締役会でTOBを決議しまして、たちちに公表して、三五営業日でTOBを実施し、結果としてTOBが成立了が、社内的情報管理という点では非常に神経を使いました。TOBというのは、一般的にはプレミアムがつきますし、当社のケースでもかなりのプレミアムを予定していましたから、事前に購入していれば、確実にそのぶん儲かります。

昨年二月に公表したと申しましたが、どこから検討が始まつたのかというと、実はその五ヵ月

月前でした。インサイダー情報の発生時期についていろいろ議論があらうかと思ひますが、私どもは、一番早い段階、まさに担当の部署数人で検討が始まつた段階をインサイダー情報の発生時期ととらえて、その時点から社内の情報管理を徹底しました。

具体的に申しますと、まず検討チームの人数を最小限に絞りました。その情報に触れる人数を最小限の人数に絞り込んだということ、もし人にその情報を伝える場合については、きちんと伝達記録を残すようにしました。それから、絞り込んだ人数一人ひとりから、守秘と株取引を行わない旨の誓約書を取りつけて、インサイダー取引に対する注意喚起をしました。

それから、社外については、もちろんF Aやデューディリジェンスを行う会社、それから買付代理人人の証券会社、さらに印刷会社に対して

取引所の売買審査においては、インサイダー取引の調査をしていく中で必要がある場合には、上場会社に経緯報告書の提出をお願いしています。

経緯報告書とは、会社情報の発生から公表に至るまでの事実関係を時系列で一覧表形式にまとめた報告書です。重要事実などに接する機会が存在した関係者の範囲や、重要事実の発生時期を特定するために使用しており、TOBなど関係者が多数に上る事案では相当の分量になることもあります。

経緯報告書には、会社情報の公表に至るまでの経緯について、いつ、だれが、どのような議論にかかわったのかということを詳細に記載していくいただいています。

社内の重要な情報がいつ発生し、社内もしくは社外のどこまで伝達されているかといったことをリアルタイムで管理していただくことは、社内の情報管理の徹底の観点から非常に有益だと考えていています。

くにひらた・こういち
ひにひらた・こういち
のくにひらた・こういち
けぐちだ・たけだだしち
だちだ・たけだだしち
だちだ・たけだだしち
たろんじう